



平成 28 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヒ ュ ー マ ン ウ ェ ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 秀 則
(コード番号：3224 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 戦 略 本 部 本 部 長 安 部 浩 司
(TEL.03-6667-6606)

一部店舗の営業停止に関するお詫びとお知らせ

当社の「ガンボ&オイスターバー」(千葉県千葉市)において、平成 28 年 3 月 5 日に飲食されたお客様 5 名の方々に食中毒症状がみられました。

千葉県保健所の検査の結果、お客様からノロウイルスが検出されたことにより、同店舗で感染されたものと判断され、平成 28 年 3 月 16 日付にて、当該店舗に対して 3 日間(平成 28 年 3 月 16 日～平成 28 年 3 月 18 日)の営業停止を命じられました。

発症されたお客様には、多大な苦痛とご迷惑をお掛けし、また、多くの関係者にご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

本件は、当社の従業員からノロウイルスは検出されなかったため、特定産地の牡蠣が原因であった可能性が高いと判断しております。

当社は、牡蠣を浄化センターへ入荷するにあたり、一般財団法人宮城県公衆衛生協会に依頼し、牡蠣の産地別にノロウイルスを定期的に自主検査しております。検査は入荷ロット毎に無作為にサンプリングして行っておりますが、厚生労働省通達の「10 コピー以上を陽性とする」判定基準よりも、さらに厳しい自社基準を設け、当該検査においてノロウイルスの値が UD (Undetermined: 検査の結果、ノロウイルス検出されず) の産地の牡蠣しか入荷を行っておりません。しかし、本件は、特定産地の牡蠣について入荷時における無作為サンプリングの検査結果では、ノロウイルスの値が UD (Undetermined) であったものの、入荷ロット(母集団)の中に基準を超えたノロウイルスを含んだ牡蠣が混ざっていたことから、センターにおける当社基準である 48 時間の浄化によってもノロウイルスを除去しきれなかったことが原因であると考えられます。

当社といたしましては、このたびの事態を厳粛に受け止め、定期的なノロウイルスの自主検査を入荷時および出荷時の二重で行うことで、安全性をより一層高めるための衛生管理体制を構築し、再発の防止に最善を尽くしてまいり所存でございます。

また、サンプリング検査の限界を克服すべく、沖縄県久米島における陸上養殖事業の進展を加速させ、安全なウイルスフリーの牡蠣を広く流通させ、お客様により一層安心して牡蠣をお召し上がりいただけるようにしてまいり所存でございます。

なお、本件の業績に与える影響は現在精査中ではありますが、改めて開示が必要な場合には、別途速やかにお知らせ致します。

以 上